

履修について

◆履修登録について◆

授業を履修しようとする場合は、前期・通年科目は4月上旬～中旬に、後期科目は9月下旬～10月中旬に、KULASISで履修登録が必要です。手続き等の詳細は別途掲示します。時間外学習時間の確保という観点から、セメスターごとに履修登録できる科目数の上限がCAP制により定められています。希望する科目を受講することができなくなる場合もありますので、履修登録の際に必ず確認してください。履修登録作業を行わないと授業に出席しても単位が認定されず、進級・卒業に多大な影響を及ぼします。自己責任において必ず期間内に登録を完了してください。

◆履修取消制度について◆

学生の申請により学期の途中に科目の履修登録を取り消す「履修取消制度」を導入しています。

(1) 取消手続きについて

原則として、履修取消期間中に、KULASISにおいて履修取消を申請してください。

(2) 履修取消期間

全学統一で履修取消期間を定めます。詳細な期間については学期ごとにお知らせします。

(3) 履修取消を認めない科目

薬学部においては、薬学専門実習及び4回生以上配当科目（特別実習を含む）は履修取消を認めません。

(4) 履修取消の特例

病気・事故等により長期間にわたって授業に出席できないなどのやむを得ない事由がある場合に限り、特例として履修取消を認める場合があります。

(5) 不受験科目の取扱い

成績判定時点で履修登録されている全ての科目を成績評価の対象とします。すなわち、受験しなかった試験または提出しなかった課題等に対して最低評価を与え、シラバスに記載された成績評価基準に従って成績評価をおこないます。

◆定期試験について◆

薬学部の定期試験および追再試験の日程・時間割等については、KULASISおよび掲示によりお知らせします。なお、学部科目及び全学共通科目の試験において不正行為があった場合、当該行為を行った学生の当該年度における単位取得を無効にする等の措置を行います。

◆災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い◆

京都大学のホームページに掲載しています。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/canceled>

◆成績について◆

成績の確認・異議申立について

前期科目は8月下旬に、後期及び通年科目は2月下旬に、KULASISで成績が確認できます。また、成績確認期間において、当該期の採点結果について、次の場合に限り所定期間に異議を申し立てることができます。（手続き等の詳細は別途掲示します。）

- ①採点の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ②シラバス等により周知している成績評価の方法等から明らかに疑義があるもの

成績評価について

成績表には、各科目とも素点(100点満点評価)または合格を表示します。
成績証明書には合格点以上の科目について素点を評語に変換し、表示します。素点から評語への変換は以下の表に基づき、おこないます。

<2020(令和2)年以降入学者の成績評価>

授業科目等の成績評価は以下の3通りとする。

- ① 素点(0点~100点)による評価。すなわち、合格基準に相当する素点を60点とし、100点を満点とする総合評価。60点以上は合格を、59点以下は不合格を意味する。
- ② 6段階評価。A、B、C、D、F の5種類の評語を基本とし、それに加えてA+の評語を設ける。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

素点	評語	区分	適用基準
96~100	A+	合格基準に達している。	到達目標を達成し、傑出した成績である。/Outstanding
85~95	A		到達目標を達成し、特に優れた成績である。/Excellent
75~84	B		到達目標を達成し、優れた成績である。/Good
65~74	C		到達目標を達成し、良好な成績である。/Fair
60~64	D		到達目標を達成したことが認められる。/Marginal
0~59	F	合格基準に達していない。	到達目標を達成したことが認められない。/Fail

- ③ 2段階評価。P(合格)、F(不合格)の2種類の評語による。それぞれの評語の適用基準は下記のとおりである。

評価	評語	区分	適用基準
合格	P	合格基準に達している。	到達目標を達成したことが認められる。/Pass
不合格	F	合格基準に達していない。	到達目標を達成したことが認められない。/Fail

◆GPA制度について◆

学生の自律的な学修の促進及び学生に対する学修指導等に活用することを目的として、GPA(Grade Point Average)制度を導入しています。

- (1) 成績評価と GP(Grade Point)の対応

成績表は下表に基づき GP に変換します。

評語	A+	A	B	C	D	F
GP	4.3	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- (2) GPA に算入する科目

薬学部においては、成績証明書に6段階評価(A+~F)が付される科目(他学部・教職科目を除く)を GPA に算入します。また、同一科目を複数履修した場合、薬学部においては正規単位のみ GPA に参入します。ただし、当該科目に正規単位が存在しない場合(すべて不合格だった場合)は、最初に履修した科目の成績(不合格:GP=0)を GPA に算入します。

- (3) GPA の種別

本学在学中の全期間における学修の成果を示す指標として「累積 GPA」を、当該学期における学修成果を示す指標として「学期 GPA」を算出します。

(GPAは小数点第二位まで表示。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入する。)

$$\boxed{\text{累積 GPA}} = \frac{(\text{在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の GP} \times \text{当該科目の単位数})\text{の総和}}{\text{在学全期間においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\boxed{\text{学期 GPA}} = \frac{(\text{当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録科目した科目の GP} \times \text{当該科目の単位数})\text{の総和}}{\text{当該学期においてGPA算入科目のうち履修登録した科目の総単位数}}$$

(4) GPA の表示

成績表には、不合格となった科目も含めた全ての履修単位に係る成績、「学期 GPA」及び「累積 GPA」を記載します。成績証明書には、修得した科目の成績のみを記載し、原則として GPA は記載しません。ただし、特に必要がある場合に限り、累積 GPA ならびに在学全期間において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の総単位数を記載した成績証明書を学生の所属学部教務担当窓口において発行します。(証明書自動発行機では発行されません。)

◆薬学専門実習について◆

「京都大学薬学部学修要項」で定められた単位数を修得した者は、3年次4月より薬学専門実習を履修することができます。所定の単位が不足にならないよう充分注意してください。

◆学科への配属について◆

一般選抜入学者および2026(令和8)年以降の特色入試入学者は、本人の希望と成績(GPA)及び面接によって学科が決定されます。学科配属については、3年次から希望調査を開始し、3月上旬に決定され、4年次4月から配属となります。薬学科志望者に対しては、12月または1月に面接を実施し、医療人としての適性を確認します。決定に用いる成績科目は、全学共通科目(必修5科目)、学部専門科目(必修9科目)、学部選択科目(薬学開講2単位講義科目のうち17科目)となっています。

◆特別実習のための分野配属について◆

「京都大学薬学部学修要項」で定められた単位数を修得した者は、4年次以降、分野に配属し、特別実習(卒業研究)を実施します。薬科学科は4年次の1年間、薬学科は4～6年次の3年間、同一の分野に所属します。分野配属は、本人の希望、成績(GPA)、面談、エッセイ等で決定しますので、所定の単位が不足にならないよう充分注意してください。分野配属における所定のルールの説明会および分野説明会は例年、3年次9月下旬に実施します。

学科および分野配属決定におけるGPA算入科目

全学共通科目 (必修)	「薬の世界」入門、基礎物理化学、基礎有機化学I、基礎有機化学II、基礎化学実験 計5科目
専門科目(必修)	天然物薬学I、分析化学I、分析化学II、生物化学I、生物化学II、生物化学III、生理学I、薬理学I(1)、薬剤学I 計9科目
専門科目(選択)	物理化学I～IV、分析化学III、IV、有機化学I～IV、医薬品化学、天然物薬学II,III、生物化学IV～VI、衛生薬学I,II、感染防御学I、II、生理学II,III、薬理学II,III(2,3)、薬剤学II、地域医療薬学、基礎バイオインフォマティクス、薬物治療学、医療社会学のうち、素点の高い17科目

◆転学科について◆

希望すれば薬学科から薬科学科への転学科は可能な場合があります。詳細は掲示で周知します。

◆履修登録上限単位数の特例措置申立について◆

令和2年4月1日以降入学者を対象としたカリキュラムが適用される学部学生について、1学期間に履修科目として登録することができる単位数に上限(以下「上限単位数」という。)を設ける制度(「CAP制度」と言います)を導入しました。これは、単位制度の実質化の観点から、学生が各年次にわたってバランスよく科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることを目的としています。

そのうえで、上限単位数を超える履修科目の登録を希望する者について、特例措置申立を受け付けますので、申立希望者は所定の期間内に教務掛で手続きをしてください。(例年、前期が3月末頃、後期が9月中旬頃)

1. 特例措置申立の受付対象となるもの

①対象者

令和2年4月1日以降入学者を対象としたカリキュラムが適用され、次のいずれかに該当する者

- ・本学部にて転学した者
- ・本学部において転科した者
- ・特に優秀な学修成果をあげたと本学部の長が認めた者
※学生表彰(京都大学総長賞、その他学術学会等からの表彰)を受けた者又は直前の学期のGPAが3.6以上の者など
- ・上記のほか申立理由を本学部の長が認めた者

②上限単位数

上限単位数の対象となる授業科目は、卒業要件に算入することができるすべての授業科目が対象となり、1学期30単位です。ただし、早期専門研究体験、医薬品開発プロジェクト演習1・2、薬局実務実習、病院実務実習、臨床薬学総論は対象外です。

※通年開講科目については、その単位数の2分の1を1学期分の単位数として扱い、当該学期の履修登録単位数を計算します。

申立の受付対象となるのは、この上限単位数(1学期30単位)を超えて履修登録を希望する授業科目です。

◆共用試験について◆

薬学共用試験は、薬学教育課程(6年制)の学生が実務実習(5年次)を始める前の4年次に受ける試験です。全国の薬科大学・薬学部が共通で利用する評価試験です。

6年制課程の薬学教育では、実践能力を持つ薬剤師の養成を目的に、参加・体験型の実習を行います。そのため、患者さんの安全や権利等を確保するためにいくつかの条件(患者の同意、実務実習を行う目的の正当性、および薬学生の行為の相当性)を満たす必要があります。そのひとつの条件として、薬学生が実務実習を行うに必要なかつ十分な基礎的知識や技能・態度を備えているかどうかを評価し、保証するのが、共用試験です。

共用試験は、「知識および問題解決能力を評価する客観的試験(CBT)」と、「技能・態度を評価する客観的臨床能力試験(OSCE)」に分けられます。

知識および問題解決能力を評価する客観的試験(CBT)

CBTはコンピュータを用いた試験(Computer-based Testing)です。合計310問(予定)の多肢選択問題が学生ごとにランダムに出題されます。薬学生として最低限必要な専門知識(改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム参照、日本薬学会ホームページ<http://www.pharm.or.jp/kyoiku/index.html>)および実務実習に出る前に最低限必要な知識が対象です。

技能・態度を評価する客観的臨床能力試験(OSCE)

OSCE(Objective Structured Clinical Examination)は、学習者の基本的な臨床技能および態度を客観的に評価するために開発された評価方法であり、「実地試験」、「模擬患者が参画したシミュレーションテスト」に相当します。いくつかの小部屋が準備され、受験生はそれを順に回って課題表に示された項目を定められた時間内に実施します。「患者・来局者対応」、「薬剤の調製」、「調剤監査」、「無菌操作の実践」、「情報の提供」などの課題があります。